

公益社団法人全国市有物件災害共済会職務権限規程

平成24年6月18日制定
平成25年1月24日一部改正
平成25年5月17日一部改正
平成27年1月23日一部改正
平成28年5月16日一部改正
平成30年5月21日一部改正
平成31年1月29日一部改正
令和3年2月1日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）の役員の職務権限、代表理事の職務権限に属するもののうち自ら執行又は決定すべき事項及び代表理事の職務権限に属するもののうち職員が専決すべき事項を定めることにより、本会の業務執行における権限と責任を明確にし、事業の効率的執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事 理事及び代表理事をいう。
- (2) 代表理事 理事長、理事長職務代理者及び常務理事をいう。
- (3) 役員 理事及び監事をいう。
- (4) 部長 公益社団法人全国市有物件災害共済会事務局設置規程（以下「事務局設置規程」という。）第3条第3項及び第4項に規定する部長及び担当部長をいう。
- (5) 地区事務局長 事務局設置規程第3条第3項に規定する地区事務局長をいう。
- (6) 次長 事務局設置規程第3条第5項に規定する次長及び担当次長をいう。
- (7) 課長 事務局設置規程第3条第3項及び第5項に規定する課長及び担当課長をいう。
- (8) 課長代理 事務局設置規程第3条第5項に規定する課長代理及び担当課長代理をいう。
- (9) 係長 事務局設置規程第3条第3項及び第5項に規定する係長及び担当係長をいう。
- (10) 管理職員 部長、地区事務局長、次長、課長及び課長代理をいう。
- (11) 事案の決定権者 第9条、第10条及び第11条の規定により、事案を決定する代表理事及び事案を専決する管理職員をいう。
- (12) 審議 主管の系列に属する者がその職位との関連において、事案について調査検討し、その事案に対する意見を表明することをいう。

(法令等の遵守)

第3条 役員、管理職員その他の職員は、法令、定款並びに理事会及び監事が定める規程等を遵守し、誠実に職務を執行し、協力して定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事の職務権限)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(理事長の職務権限)

第5条 理事長の職務権限は、定款及び第9条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行すること。ただし、理事長が自己又は第三者のために本会となす取引（以下「利益相反取引」という。）については、この限りでない。
- (2) 本会の会務を総括すること。
- (3) 総会、理事会を招集し、議長としてこれを主宰すること。
- (4) 理事会の議案を提出すること。
- (5) 法令、定款及び理事会が別に定める規程並びに総会及び理事会の決議に基づき、行政庁への届出、情報公開、契約、職員の採用又は解職その他重要な職務に関して、自己の職名で行うこと。
- (6) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。

(理事長職務代理者の職務権限)

第6条 理事長職務代理者の職務権限は、定款及び第9条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、代表理事として本会の業務を執行すること。
- (2) 理事長に事故あるとき（理事長が本会と利益相反取引をなすときも含む。）又は理事長が欠けたときにその職務権限を代理すること。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。

2 理事長職務代理者は、常務理事に事故あるとき又は常務理事が欠けたときは、次条に定める常務理事の職務権限を行使する。

(常務理事の職務権限)

第7条 常務理事の職務権限は、定款及び第9条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び理事長職務代理者を補佐し、代表理事として本会の業務を執行すること。
- (2) 前条第1項第2号の場合において、理事長職務代理者に事故があるとき又は理事長職務代理者が欠けたときは、理事長の職務権限を代理すること。
- (3) 理事会で定める規程及び理事会での決議に基づき、常務を処理するために必要な

契約、予算の執行、職員の身分取扱（採用又は解職を除く）その他の職務に関して自己の職名で行うこと。

- (4) 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。
- (5) 事務局を統括すること。

(事案決定の原則)

第8条 事案の決定は、当該決定の結果の重大性に応じ、代表理事又は管理職員が行うものとする。

(決定等対象事案)

第9条 前条の規定に基づき、代表理事たる理事長、理事長職務代理者及び常務理事の職務権限として決定すべき事案並びに管理職員が専決すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、予算の執行に関わる事案に関しては、予算執行を所管する課長を経由して、財務部長に合議（別表中、地区事務局長に専決権を付与されている事項を除く。）しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、定款及び理事会が別に定める規程においてあらかじめ理事長が職務権限を行使する者と定められている事案又は第5条第5号本文の規定により理事長の職名で職務権限を行使すべき事案のうち、当該事案が常務的なもの又は理事会で決定した事項の手續に係るものについては、常務理事が決定することができる。

4 前3項の定めるところにより決定又は専決することができることとされた事案であっても、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの又は重要と認めるものについては、上司の決裁(承認を含む。以下同じ。)を受けなければならない。

(事案の専決権の委譲)

第10条 常務理事は、前条第1項の規定による対象事案のうち、軽微かつ定例的なものについては、部長が専決すべきものにあつては次長又は課長に、地区事務局長が専決すべきものにあつては次長又は課長に、課長が専決すべき事案にあつては課長代理に専決させることができる。

(事案の決定の臨時代行等)

第11条 第9条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定又は専決の対象とされた事案について至急に決定又は専決を行う必要がある場合において当該事案の決定又は専決を行う者が旅行又は休暇その他の理由により不在(以下「不在」という。)であるときは、同表右欄に掲げる者が代決するものとする。

常務理事	総務部長
部長又は地区事務局長	部長又は地区事務局長が予め指定する次長（次長が置かれていない場合は、課長）

課長	課長代理（課長代理が置かれていない場合は、係長）
----	--------------------------

2 前条の規定により事案の決定権又は専決権の委譲を受けた者が不在であるときは、決定又は専決権を委譲する前の決定権者又は専決権者が専決するものとする。

3 第1項において、代決を行った場合にあっては、代決後速やかに決定権者又は専決権者に報告しなければならない。

（事案決定への関与）

第12条 理事長が決定する事案については理事長職務代理者及び常務理事が、理事長職務代理者が決定する事案（第6条第2項の規定により常務理事の職務を執行する場合を除く。）については常務理事が、それぞれ事前に決定に関与するものとする。

2 常務理事が決定する事案又は部長、地区事務局長若しくは課長が専決する事案（第10条の規定により専決権の委譲を受けたものが専決する事案又は前条第1項の規定により事案の決定若しくは専決の臨時代行を行うものが決定若しくは専決する事案を含む。）については、事案の決定権者の部下（当該事案を主管する職員に限る。）が事前に審議するものとする。

（事案の決定方法）

第13条 事案の決定又は専決は、原則として、当該事案に係る決定又は専決案を記載した文書（以下「起案文書」という。）に当該事案の決定権者若しくは専決権者（以下「決定権者等」という。）が押印し、又は署名する方法により行うものとする。ただし、電子決裁機能を利用して事案の決定又は専決が行うことができる場合にあっては、電子決裁により決定関与者及び意思決定につき権限を有する者の承認を求める方法により行うものとする。

2 前項の決定案又は専決案は、当該事案の決定権者等が自ら起案し、又は自己の指揮監督する職員のうちから起案者を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。

3 事案が決定されたときは、当該事案の決定権者等又は起案者は当該事案に関係を有する者に必要に応じてその写の供覧その他の方法により通知するものとする。

（他の規程との関係）

第14条 起案の方法その他文書の管理に関する取扱いについては、公益社団法人全国市有物件災害共済会文書管理規程の定めるところによる。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

（設立の登記の日 平成24年11月1日）

附 則

この規程は、制定の日（平成25年1月24日）から施行、適用する。

附 則

この規程は、平成25年5月17日から施行する。ただし、別表項目「10相互救済事業②災害共済金及び地震災害見舞金の支出決定等」の改正については、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年5月21日から施行する。

附 則

この規程は平成31年1月29日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

一般事項

事 案	理事長 (理事長 職務代 理者) 決定	常務理 事決定	部長 専決	地区事 務局長 専決	課長 専決
(1) 総会の招集（会員が招集する場合を除く。）に関する事。	○				
(2) 理事会の招集（監事又は理事が招集する場合を除く。）に関する事。	○				
(3) 事務事業の計画の決定及び実施に関する事。	特に重要なもの	重要なもの	定例的なもの	定例的なもの	軽微なもの
(4) マニュアル等の作成・変更に関する事（相互救済事業に係るものを除く。）			○		
(5) 訴訟、調停等（相互救済事業に係るものを除く。）に関する事。	○				
(6) 公告、公表、公示送達その他の公示に関する事。	特に重要なもの	重要なもの	定例的なもの	定例的なもの	軽微なもの
(7) 通知、届出、回答、報告、依頼、周知等に関する事。	特に重要なもの	重要なもの	定例的なもの	定例的なもの	軽微なもの
(8) 協定、覚書等の締結等に関する事。	特に重要なもの	重要なもの	定例的なもの		
(9) 検討会議、研究会議、プロジェクト等の設置に関する事。		事務局に設置するもの	部に設置するもの	地区事務局に設置するもの	
(10) 情報公開規程第6条に定める備置対象資料の閲覧及び謄写の提供に関する事。					○
(11) 文書の公開・非公開に関する事。			○	○	
(12) 刊行物（ホームページを含む。）の発行等に関する事。		重要なもの	定例的なもの	定例的なもの	軽微なもの

人事事項

事 案	理事長 (理事長 職務代 理者) 決定	常務理 事決定	部長 専決	地区事 務局長 専決	課長 専決
(1) 常勤の職員(職員就業規則第2条に掲げる職員をいう。以下同じ。)の採用及び退職に関する事。	○				
(2) 常勤の職員の昇任及び降任(分限処分としての降任を除く。)に関する事。		○			
(3) 常勤の職員の懲戒に関する事。	減給、停職及び免職	戒告			
(4) 常勤の職員の分限に関する事。	免職	降任及び休職			
(5) 嘱託職員(嘱託職員就業規則第2条に掲げる職員をいう。以下同じ。)の採用、退職その他の身分取扱いに関する事。		○			
(6) 臨時的採用職員の採用、退職その他の身分取扱いに関する事。			○ (総務部長)		
(7) 常勤の職員の昇給、昇格等に関する事。		○			
(8) 常勤の職員及び嘱託職員(以下「職員」という。)の転任に関する事。		○			
(9) 常勤の職員の出向に関する事。		○			
(10) 主任以下の常勤の職員の配置及び事務分担に関する事。			○	○	
(11) 他機関の委員等に係る受嘱に関する事。		○			
(12) 役員の出張に関する事。		○			
(13) 職員の海外出張に関する事。		○			
(14) 職員の国内出張に関する事。			部長、次長及び課長	地区事務局長、次長及び課長	課長代理以下の職員
(15) 職員の休日勤務命令及び超過勤務命令に関する事。		部長及び地区事務局長	次長及び課長	次長及び課長	課長代理以下の職員
(16) 職員の年次有給休暇及び特別有給休暇の承認に関する事。			部長、次長及び課長	地区事務局長、次長及び課長	課長代理以下の職員

				び課長	
(17) 職員の病気有給休暇の承認に関する事 こと。		部長及 び地区 事務局 長	次長以 下の職 員 (総務部 長)		
(18) 職員の職務に専念する義務の免 除の承認に関する事 こと。			部長、次 長及び 課長	地区事 務局長、 次長及 び課長	課長代 理以下 の職員
(19) 職員の育児休業等の承認に関する 事 こと。			○ (総務部 長)		
(20) 職員の介護休業等の承認に関する 事 こと。			○ (総務部 長)		
(21) 共済会以外の業務に従事する許 可に関する事 こと。		○			
(22) 職員の研修に関する事 こと。			研修計 画の策 定		研修の 実施
(23) 諸手当の認定に関する事 こと。			○ (総務部 長)		
(24) 法令に基づく安全衛生に関する 委嘱に関する事 こと。		重要な もの	定例的 なもの	定例的 なもの	

財務事項

事 案	理事長 (理事長 職務代 理者) 決定	常務理 事決定	部長 専決	地区事 務局長 専決	課長 専決
(1) 一般競争入札の参加資格、資格審査等に関する事。		○			
(2) 一般競争入札の公表、中止等に関する事。		○			
(3) 物件の調達又は賃借、業務の委託、請負等の決定に関する事。	1件 5,000万円超	1件 250万円超 5,000万円以下	1件 250万円以下	1件 250万円以下	
(4) 1件10万円以下の定例的な消耗品の調達決定に関する事。					○
(5) 物件の調達又は賃借、業務の委託、請負等の契約に関する事。((6)から(8)に掲げるものを除く。)		1件 1,000万円超	1件 100万円超 1,000万円以下及び 100万円以下で 契約書を作成するもの (財務部長)		1件 100万円以下 (契約書を作成するものを除く。管理課長)
(6) 地区事務局予算に係る物件の調達又は賃借、業務の委託、請負等の契約に関する事。		1件 1,000万円超	1件 100万円超 1,000万円以下及び 100万円以下で 契約書を作成するもの	1件 10万円超 100万円以下 (契約書を作成するものを除く。)	1件 10万円以下 (契約書を作成するものを除く。地区担当課長)

			の (財務部長)		
(7) 1件10万円以下の定例的な消耗品の購入契約に関する事					○
(8) 防災専門図書等の購入契約に関する事		1件 50万円超	1件 10万円超 50万円以下 (業務部長)		1件 10万円以下 (企画・防災課長)
(9) 収入(相互救済事業に係るものを除く。)の徴収に関する事			○ (財務部長)		
(10) 協助金の支出決定に関する事		○			
(11) 役員報酬の支出決定に関する事			○ (総務部長)		
(12) 給与の支出決定に関する事			○ (総務部長)		
(13) 臨時的採用職員の賃金の支出決定に関する事			○ (総務部長)		
(14) 退職手当の支出決定に関する事			○ (総務部長)		
(15) 法定福利費の支出決定に関する事			○ (総務部長)		
(16) 厚生事業に関する経費の支出決定に関する事			○ (総務部長)		
(17) 会議に関する経費の支出決定に関する事			○ (総務部長)	○	
(18) 旅費の支出決定に関する事			○ (総務部長)	○	
(19) 光熱水費その他の定例的な経費の支出決定に関する事			○ (財務部長)	○	
(20) 諸謝金の支出決定に関する事			○		

			(総務部長)		
(21) その他の経費の支出決定に関すること。		1件 5,000万円超	1件 10万円超5,000万円以下	1件 10万円超100万円以下	1件 10万円以下
(22) 職員退職手当引当金の貸付に関すること。			○ (総務部長)		
(23) 勘定科目の設定に関すること。		○			
(24) 会計帳簿の様式に関すること。		○			
(25) 仕訳伝票の様式に関すること。		○			
(26) 領収書の様式に関すること。		○			
(27) 小口現金の管理に関すること。			○ (財務部長)		
(28) 総会又は理事会で決議された多額の借財に関すること		○			
(29) 短期借入金の借入れに関すること。			○ (財務部長)		
(30) 長期運用資産の運用に関すること。		○			
(31) 短期運用資産の運用に関すること。			○ (財務部長)		
(32) 地区事務局の保有金の財務部への送金日に関すること。			○ (財務部長)		
(33) 固定資産の認定に係るに関すること。		○			
(34) 固定資産に関する損害保険の付保に関すること。			○ (財務部長)		
(35) 固定資産(不動産登記を必要とする固定資産に限る。)の売払に関すること。	○				
(36) 固定資産(不動産登記を必要とする固定資産を除く。)の売払に関すること。		減価償却資産の耐用	減価償却資産の耐用		

		年数を 超えないもの	年数を 超えるもの (財務部長)		
(37) 固定資産等の廃棄に関すること。		固定資産のうち、減価償却資産の耐用年数を超えないもの及び非減価償却資産	固定資産のうち、減価償却資産の耐用年数を超えるもの (財務部長)		
(38) 資産(不動産登記を必要とする資産に限る。)の譲受けに関すること。	○				
(39) 資産(不動産登記を必要とする資産を除く。)の譲受けに関すること。		○			
(40) 物品の寄贈の受理に関すること。			重要なもの (総務部長)		軽微なもの

相互救済事業等事項

事 案	理事長 (理事長 職務代 理者) 決定	常務理 事決定	部長 専決	地区事 務局長 専決	課長 専決
(1) 共済委託契約の申込みの承認に関する事。				○	
(2) 建物総合損害共済における災害共済金の支出決定に関する事。		1件 1,000万円超	1件 300万円超 1,000万円以下 (業務部長)	1件 300万円以下	
(3) 自動車損害共済(車両共済及び対物損害賠償共済に限る。)における災害共済金の支出決定に関する事。		1件 1,000万円超	1件 200万円超 1,000万円以下 (業務部長)	1件 200万円以下	
(4) 自動車損害共済(対人損害賠償共済に限る。)における災害共済金の支出決定に関する事。		1名 1,000万円超	1名 500万円超 1,000万円以下 (業務部長)	1名 500万円以下	
(5) 災害共済金に関する債務免除又は債権放棄に関する事。	1件 3,000万円超 5,000万円以下	1件 1,000万円超 3,000万円以下	1件 100万円超 1,000万円以下 (業務部長)	1件 100万円以下	
(6) 相互救済事業に係る訴訟、調停等(第三者への代位請求訴訟、調停等を含む。)に関する事。		○			

(7) 地震災害見舞金の支出決定に関する こと。		○			
(8) 相互救済事業に係る事務処理基準 の作成・変更に関すること。		重要な もの	定例的 なもの (業務部 長)		
(9) 相互救済事業に係る前項以外の事 務取扱の手引きその他のマニユア ル等の作成・変更に関すること。			○ (業務部 長)		
(10) 消防・防災施設整備事業等資金 融資事業(以下「融資事業」とい う。)の融資総額の決定に関するこ と。		○			
(11) 融資事業の融資金(以下「融資 金」という。)の融資利率の決定に 関すること。			○ (財務部 長)		
(12) 融資事業の融資額の調整に関 すること。			地区毎 の融資 額調整 枠の変 更 ○ (財務部 長)	地区内 の融資 額の調 整	
(13) 団体毎の融資金額の決定に関 すること。		○			
(14) 融資金に係る延滞利子の免除に 関すること。		○			
(15) 融資金の繰上償還に関するこ と。		○			
(16) 融資金の償還に係る利子等の計 算及び償還年次表に関するこ と。			○ (財務部 長)		
(17) 合併その他の理由による融資金 を償還する債務の承継に関する こと。			○ (財務部 長)		
(18) 融資金の融資条件等の変更に関 すること。		○			
(19) 融資金の用途等の調査に関する こと。			○ (財務部 長)		
(20) 道路賠償責任保険特約書の締結 に関すること。		○			
(21) 自動車損害賠償責任保険代理店 業務の契約に関すること。		○			